繪本亀山話　一

遠
972
1

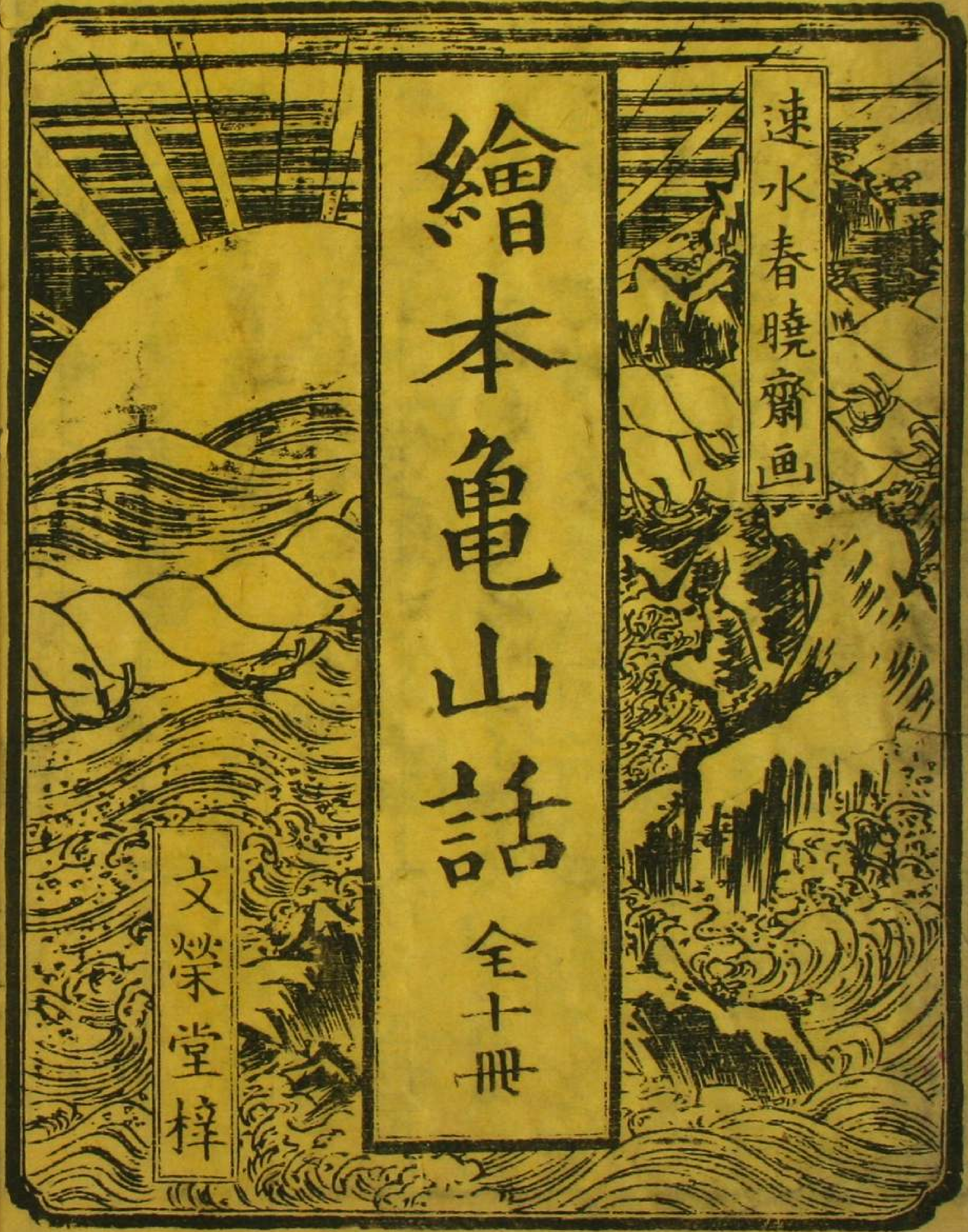

繪本亀山話

全十冊

文榮堂梓

遠 門 972 巻 1

明治廿七年

繪本亀山話惣目録

巻之一

石井家由緒の話
石井兵右衛門猛獣を斃す話
石井恩愛と辞を分つ話
石井兵右衛門遠別退去する話
畠山家鏡開乃話

巻之二

石井兵右衛門名誉の話
赤堀傳又右衛門仕官の話
赤堀傳又郎松山家仕官の話

赤堀傳又右衛門姦計の事
侍婢小枝赤堀を欺く事
赤堀傳又右衛門出奔の事

巻之三

石井兵右衛門京都逗留の話
石井兵右衛門赤堀遊閑に逢ふ話
赤堀傳又右衛門石井家に寄寓の事
同隠居の話
赤堀傳又右衛門兵助を養子話
赤堀傳又右衛門武術を試る話
傳又右衛門兵右衛門と立合を望む話

巻之四

赤堀傳又右衛門石井兵右衛門を討つ話
石井兵助夜中下宿の事
石井兵助敵討出立の話
石井兵助大津にて赤堀が行衛を知る話
石井兵助播州赤穂にいたる話
石井兵助因州鳥取にて狂人に逢ふ話

巻之五

赤堀傳又右衛門備中に隠る話
石井兵助備中に到る話
旅店の婢女赤堀の行衛を告る話

赤堀侍又右衛門山中に婦女を救ふ話
赤堀侍又右衛門岩倉に隠るゝ話
石井兵助大津にて弟源七に逢ふ話

巻之六

石井兄弟赤堀遊閑を討話
石井兵助江濃にて死る話
石井源七備中へ赴く話
石井源七危難に逢ふ話
赤堀侍又右衛門石井が跡を追ふ話
赤堀石井源七を付出す話
赤堀石井源七を討話

巻之七

太閤瀬平石井源七を驚す話
中田宕八旅中にて主人の変をきく話
中田宕八曽根川伝蔵を討話
中田宕八主人に出逢ふ話
石井兵助返討に逢ふ話

巻之八

中田宕八大坂へ帰る話
石井が母病気の話
石井が幼子藤川へ下る話
赤堀侍又右衛門岩倉家へ召付の話

赤堀水右衛門出身の話

巻之九

中田虎八孫兵衛へ下る話
中田虎八赤堀が住所を知る話
中田虎八義烈に及ぶ話
石井兄弟ひそかに義弟を葬る話
桜女狭衣半蔵を匿ふ話
三木十左衛門石井半蔵を夏目に托する話
石井兄弟岩倉家士に奉公の話

巻之十

石井半蔵亀山へ赴く話

石井源蔵亀山へおもむく話
中田虎八石井兄弟を励ます話
石井兄弟赤堀を討話
石井兄弟遠路に出る話
石井家再び繁栄の話

総目録終

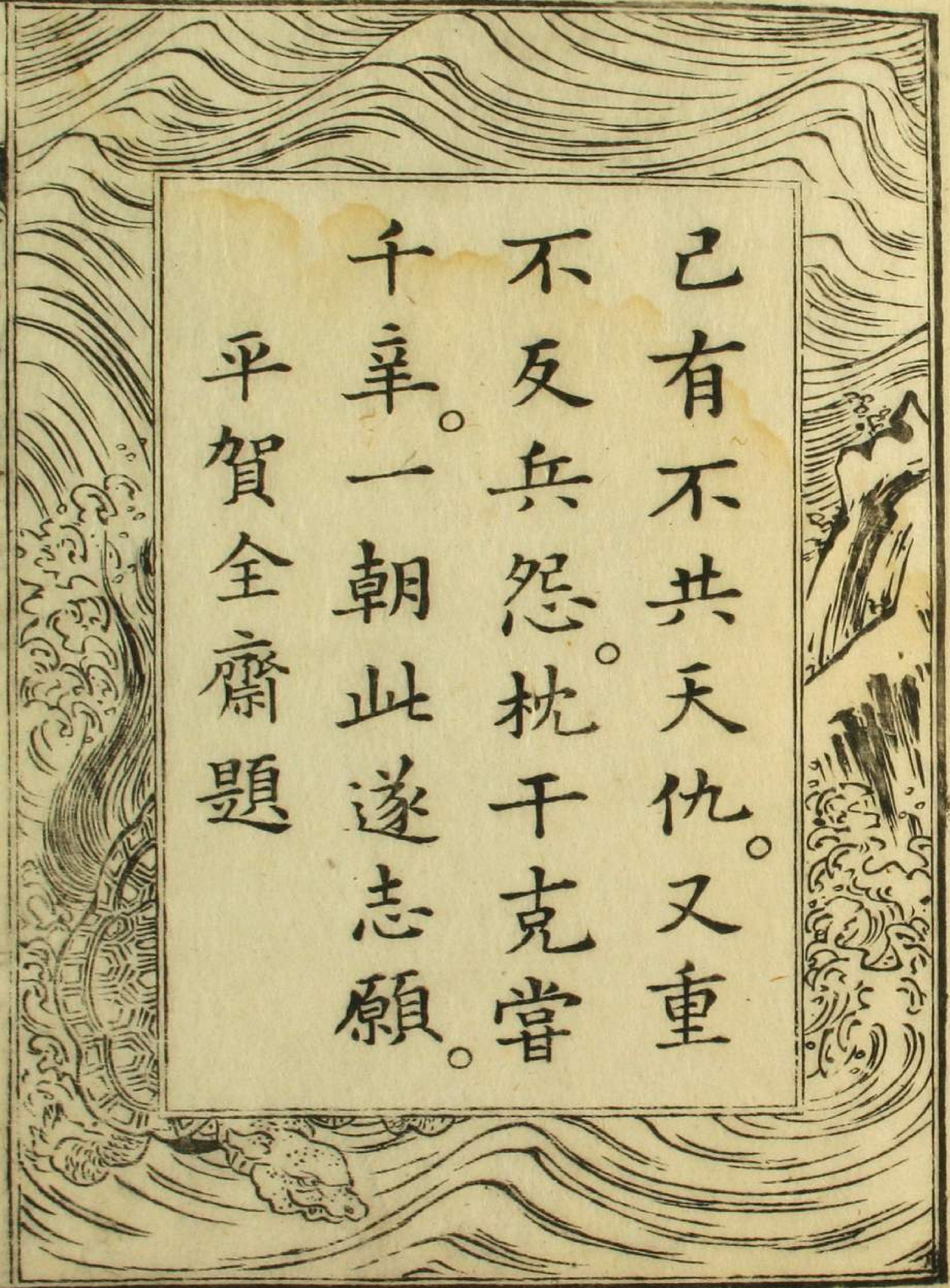

已有不共天仇。又重
不反兵怨。枕干克嘗
千辛。一朝此遂志願。
平賀全齋題

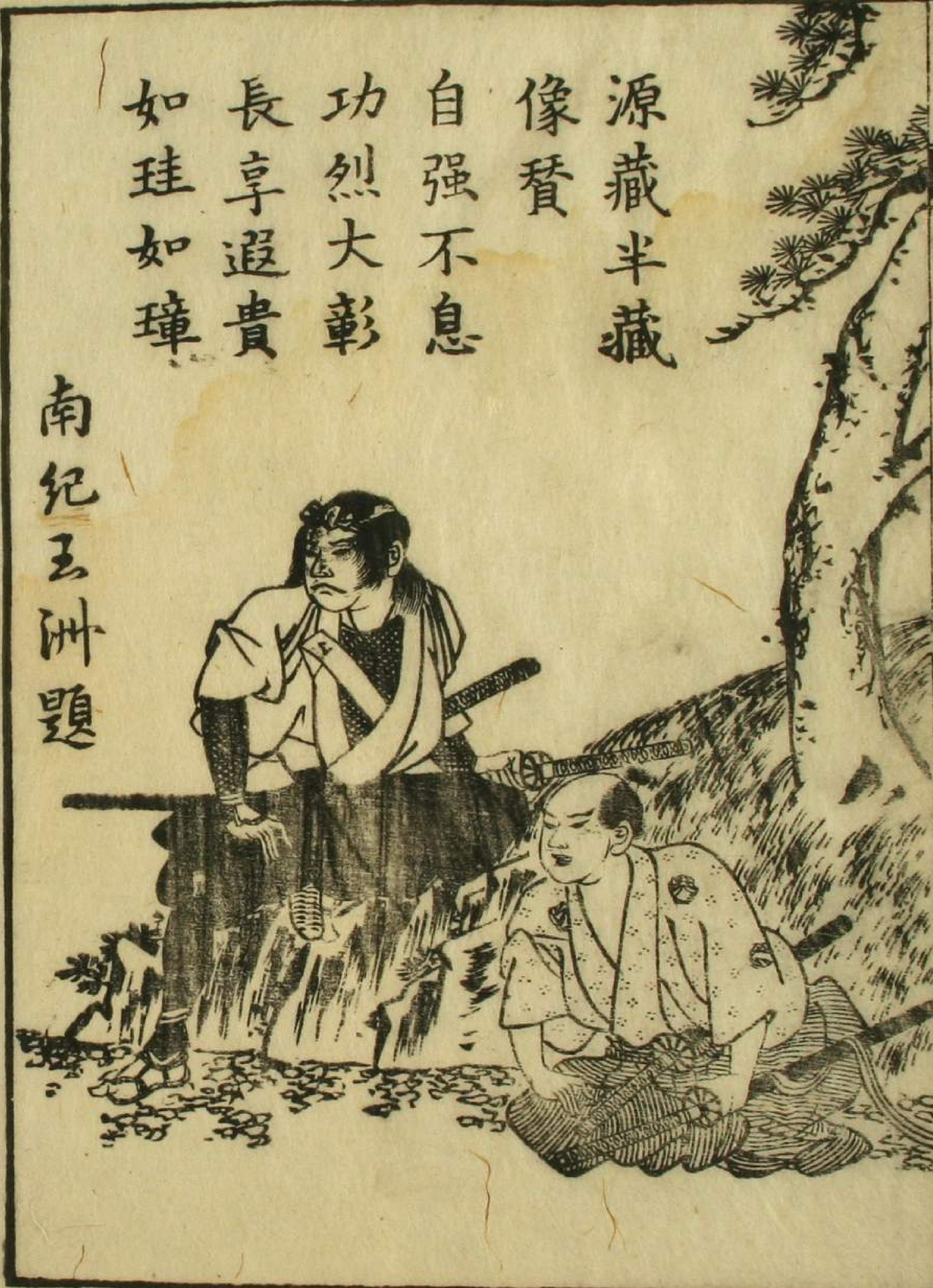

源藏半藏
像賛
自强不息
功烈大彰
長享遐貴
如珪如璋

南紀玉洲題

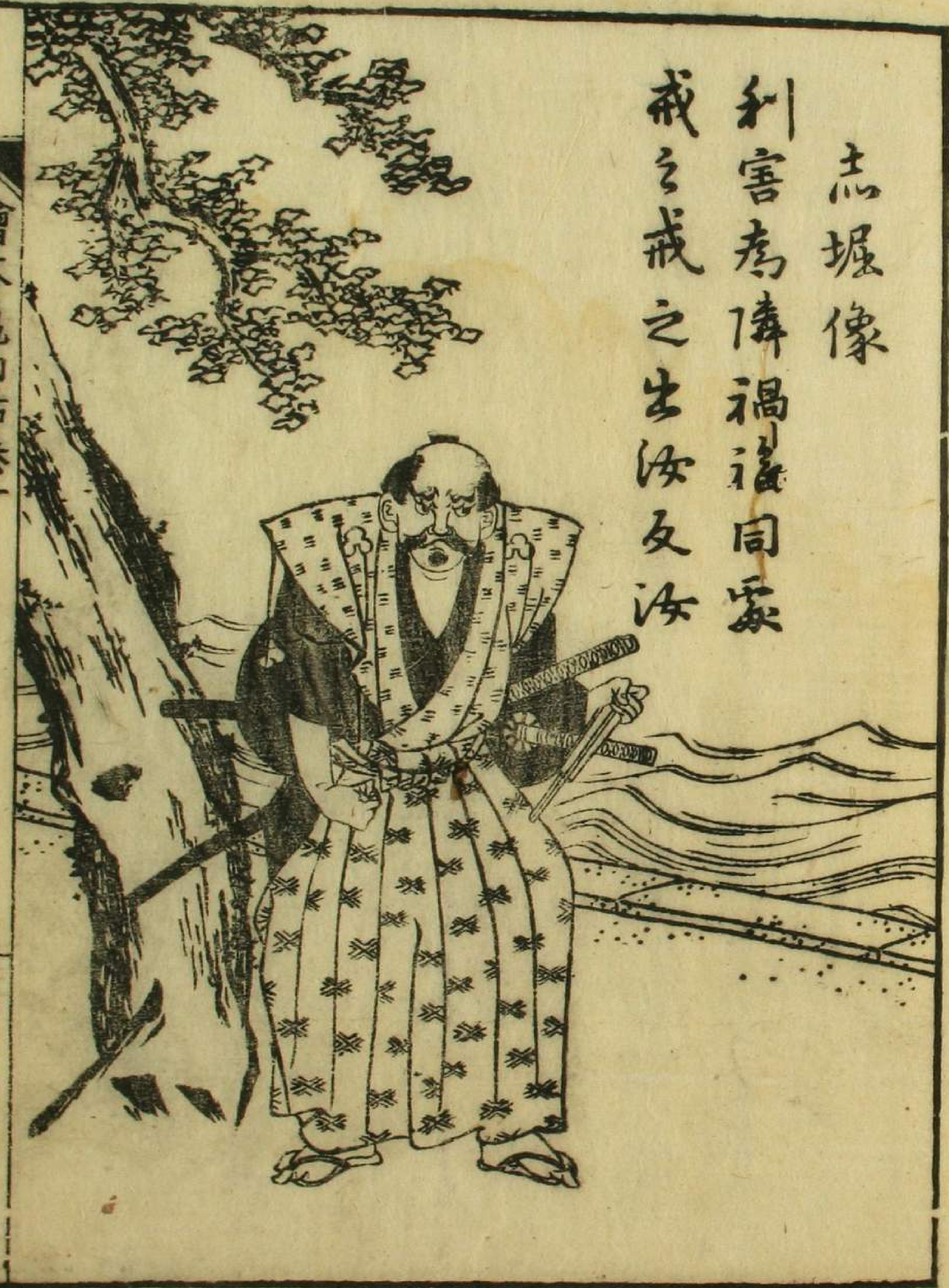

志堀像
利害為儕禍福同窠
戒ゝ戒之出汝反汝

凡例

一 亀山復讐の事実名家の筆記ありといへども但其要を挙て骨髄励精の記事を略せり其餘録に世に行るゝ者は徒に華飾を加へて繁雑に陥れ加之武林復讐の大義に合ざる所を要とするに似たる俗説の悪むべき者多く実録に於ては須く此頃或家に秘する所の二書あるを見るに所謂名家の筆記と大ひに符して終始其詳なる実録なる事を知れり因て之を需て再び校訂し梓に壽て世に行ふ庶幾は忠孝の行実を不朽に傳へて頑愚怠惰の一助とせんと欲する而已

一 此書録する所の者は本文実録を以て眼前に記して其後年来を逐て必要の演義を孺子たるの眼を其ものに而して其世に継ぎたる切歯の善悪を求て之を捨て其任就を正して初代に実に其世の亀鑑たるべし世に伝る所は亦と許るべからず石井兵助が子に至て四国の法章を知るの書記あり各所を綴りて蜀犬雪に吠の謗を招くことなし

繪本亀山話巻之一

目録

石井家由緒の話

日の出の圖

石井兵右衛門猛勢を誇る話

富山狩猟場の圖

石井兵右衛門勇猛の圖

石井恩賞を辞する話

石井兵右衛門遠州へ退去する話

内膳殿酒宴に嘲らるゝ図
石井兵右衛門遠州退去の図
畠山家饒開の話
同図

目録終

絵本亀山話巻之一

石井家忠緒之話

明君忠臣を得て其社稷を保ち洪福を無窮に伝へ忠臣明君に遇て其身を立功名を後世に貽し其心に依て民の志を知り民の心を以て君の明を知る顔を犯して君の非を諫め諫臣の最忠なる所爵禄を望まず死生を畏れず其私心を塞ぎよく苦言諫諍を受勉励として百姓を愛憐ぶ是其の最明なるものなるを以て也されば百に一をたぐへど実に千古不易の明鑑となるべし畠山左衛門督は政をとる名将ありて刑罰において姦邪を糺しけるが建武元年の乱に足利家の幕下に属し数度の戦功他に越へしにより足利家治世の後恩賞として遠州において二万石の所領を賜り威権列国に赫し

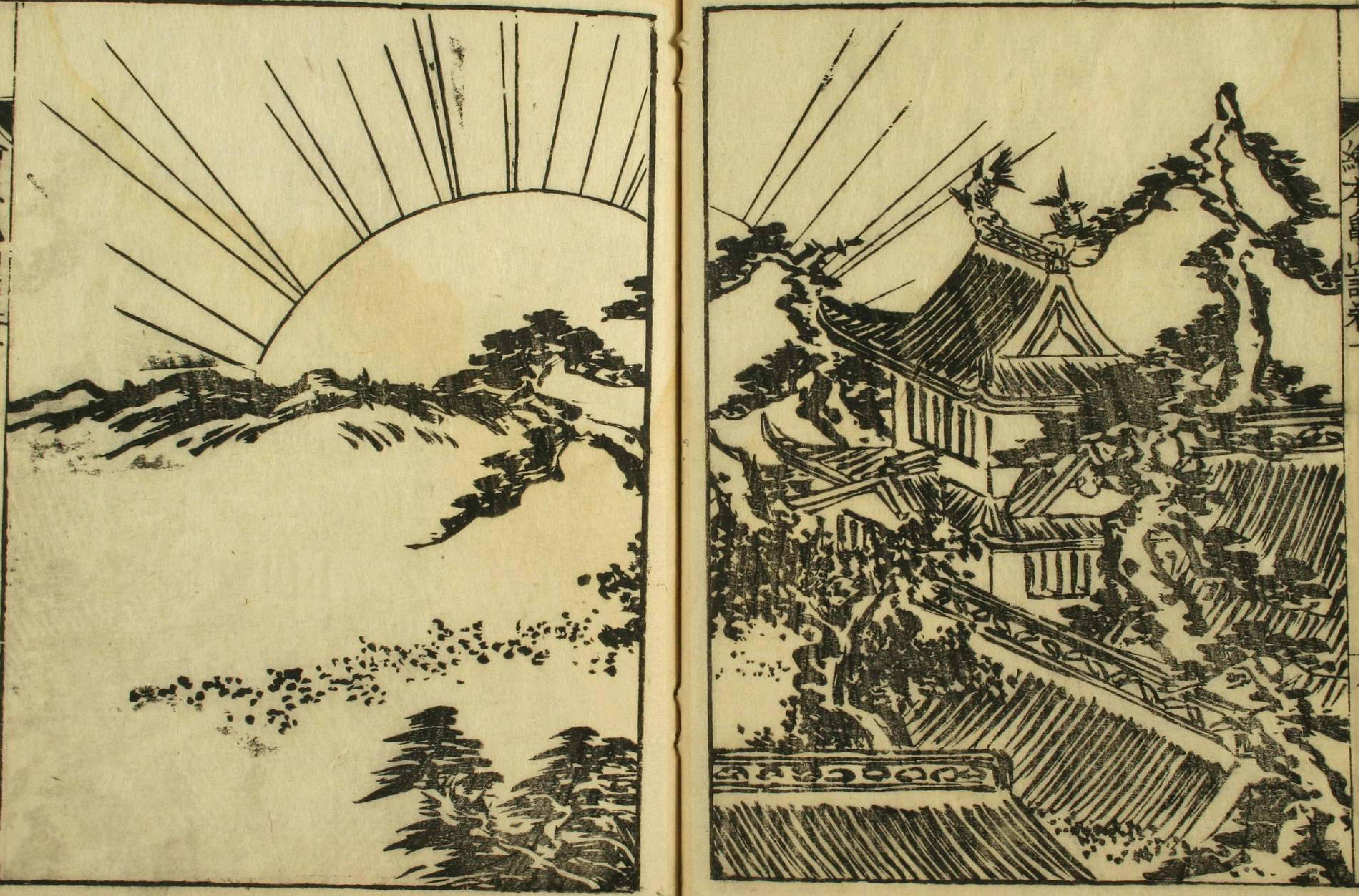

家政多端にあらで艶栄せる強将の下に弱卒なく且は壮士歩卒にいたるまで勇武気烈ならざるハなしその中にも石井丘兵衛といへる壮士あり彼は江州志賀郡長等の子たりしに幼弱の比より且は世業に心を止めひたすら武術に精神を凝しなるが天下騒乱し遠近の法度乱れ勇の壮士を募りて求めらるゝにより丘兵衛もまた國の主ハ亀山の麾下に属して歩卒となり且は勇猛強悍にとぢれまでへ逸に大敵の中に進し諸士の列に加り数度の高名あるにより治世の後二百石をあてがはれて近侍にぞ免し出る

石井丘兵衛猛勇を顕す話

或る亀山大殿を川を傾よて暎え思不肖を近け政事に心とはしらずいは敵を数年あらざるに国中大に治り諸民太平の恩波に浴し数十年騒乱の辛苦を忘るゝにいたるも大敵対国を受ることといへども京極家の守護に年月を送り應永元年の末にいたりて始て入国ありて国中治まることをよろこびて執政の諸臣ハ功に依てぞ是て恩賞を行ハるゝ又且は年々の始に当て古来の式をあつめ令国中已に治るといへども治に乱をわすれざる戒なれバ田猟を催して諸士の勇武を励し怠惰の患を防べしと命ぜられ数多の兵卒は民時ハ命に従ふもあり又乱世の後民心ハ猶穏かならざるに国中に千蓄の業あらんことをかくもつて商議ありてはじめ田猟ありぬべきに定められ山麓の郊野において猟場をしつらふ数百人の百姓を狩りて歩卒に添へ数日あまりて遠近の山野を遠巻にし鳥獣を含ませて禽獣を駭し次第に猟場の方へと追寄せられ当日

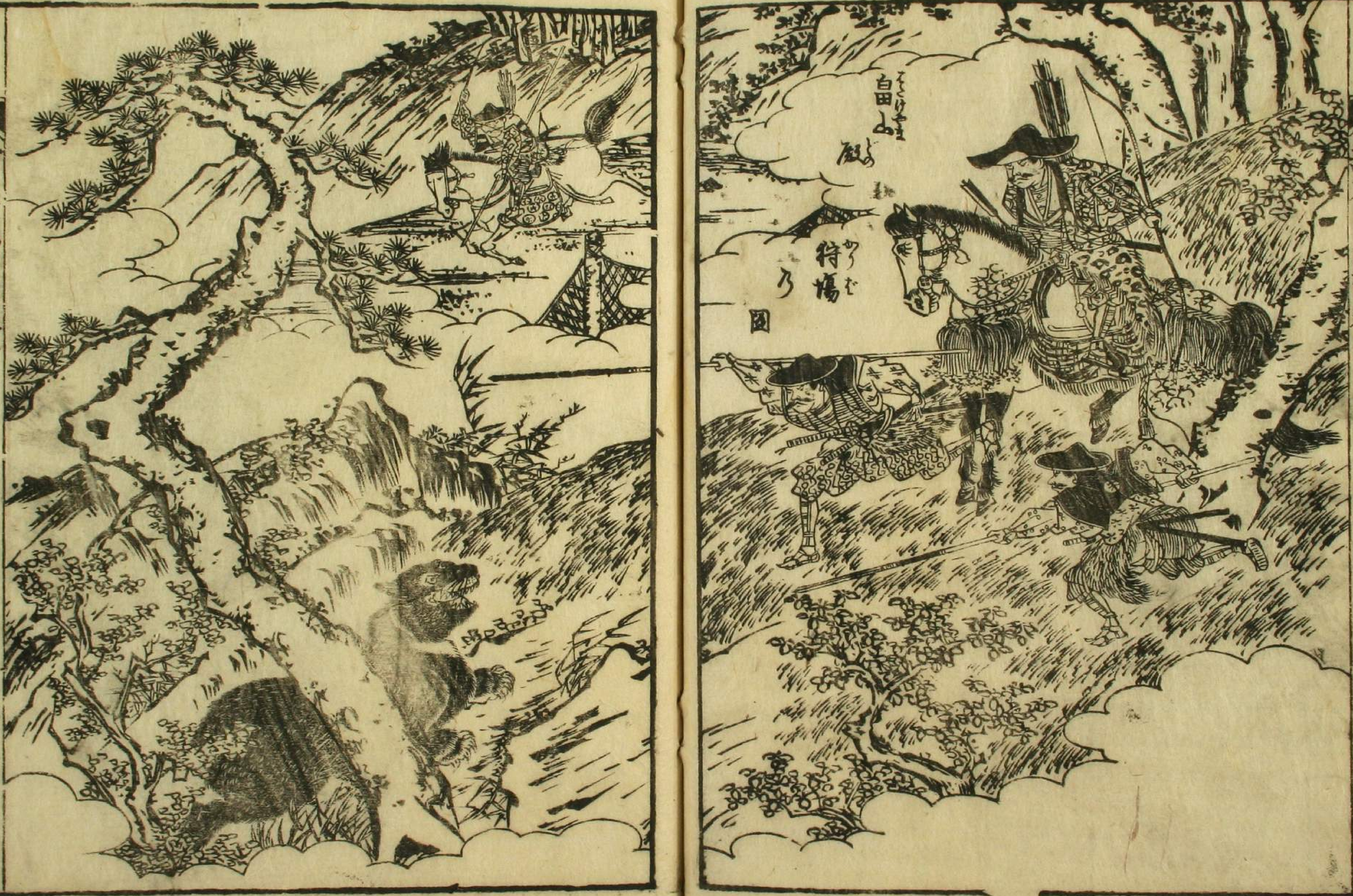
畠山殿狩場乃図

にいたれば大敵の麾下なりとも先陣物頭にいたるはぐくみの部下乃士を引率しておの〳〵綺羅を飾て黎明より持場に赴き陣をつらね列卒の人数韓旗をおし立てかり出せば数万軍陣よりいくへともなく狩の手ふたてもあらざれば猛獣山野に充満しけるに狼狽き木石と飛し東西に奔走さと路途を迷ふ諸士おの〳〵にねらひとつて行く猪鹿猿兎と撰まず矢比なるは射とめ近きは突留る猛勇を励しく犯碑し猟に其獲数千と知れず大敵真にてせまり追詰えへ人とさらぐ陣屋と山林の小さきあるとたく諸士のそく〳〵軍にきく其勇性を浮せるあるいづくよりあらん牛のごとくなる大熊乱喰猛りて大敵の若き二郎を目がけて飛かゝれば大敵に従ひ松田七弥荻木忠兵衛秋実雨ん楯を捨てかけ向ひ秘術を尽

しくさせぐよろへども熊少しもおそれず終に数人が槍と抛打二人をつかんで岩間へ投落し猶も猛くのぼる此時石井丘之丞はにありけるがこれを見るより是大敵なりと目をとめつゝわれならでは此体を見るより裾を蹴立一文字にはせ来るより向ひ一ト飛にとりつくやうく熊の背へ飛乗りて抱とめ全身の精神をこめて倒さんとせしが熊はいかりて引ずらさんとしけれども大力の勇士に組まれてさらにもたまりえず之どもまべしが石井は遂に短刀を抜て逆手に持咽乃あたりをおかず一刀ぐつとさしければさしもの猛獣も急所の手に堪ずうちかへりしかば石井はやがて起あがりのがれやうやく岩とも通りそこにて突留けるは大敵陣屋へ引かへし石井が働を見物ありて其勇武を感で丘之丞をも続て引ん七に彼熊

の雄と見えしたが石井を目がけ奔雷のごとくはせ来る時石井身体飛ちがへ猛獣にあたらずかたへ外れば側なる大木にのぼり横枝にまたがりて様子をうかゞふに猛獣は身体を見失ひて待所に飛下りて一刀と当て眼を突しほど猛く暴れんとする所を押へ止をさして切く離て親猪彼虎が開きし口へ突こみ射込咽を貫き首の後へ突ぬける射させしが何処に潜てありつべき忽ち後に数匹の其外諸士打かゝり勇武をあらはし捕獲る獣數を知らず其夕陽に及んで御館へ帰りたり

石井恩賞を拝せる話

翌日に至りて因備に従ひ勇士へ恩褒美ありて次に石井を召出されて此の狩場において猛獣に遭遇し早速に駆付け

危きところのあやうきに猛獣二頭を仕止し事大勇の猛烈比類なければとて恩賞として百五十石の加増をたまはれば石井は謹んで御座の定にむかひ存よらざる御意を蒙りかたじけなく次第に拝しける子細もあれば御辞退申上度ひろうしくれよと申せば敏家も扱て恩賞を辞退する事其いはれなき子細あるべしと云まに言聞せしと有ければ石井手をつき平伏し愚昧の私体上聞に達すべき程の者祖父にて候是は何右衛門といへる者のなり尾田備前守様平手殿にて士官を遂に将武備を作る時に当て其勇気を現す程の者にて候時ならぬ今日の乱世にあたり進来天下乱て未も軍勢に御心を尽させ給ふ事居者のよい所眼なく足下へ殺害を捨て敵に赴き命を滄海の下に落し身を金石の場に砕きといへ共に免れてゐるも一夫一途の忠心を致す

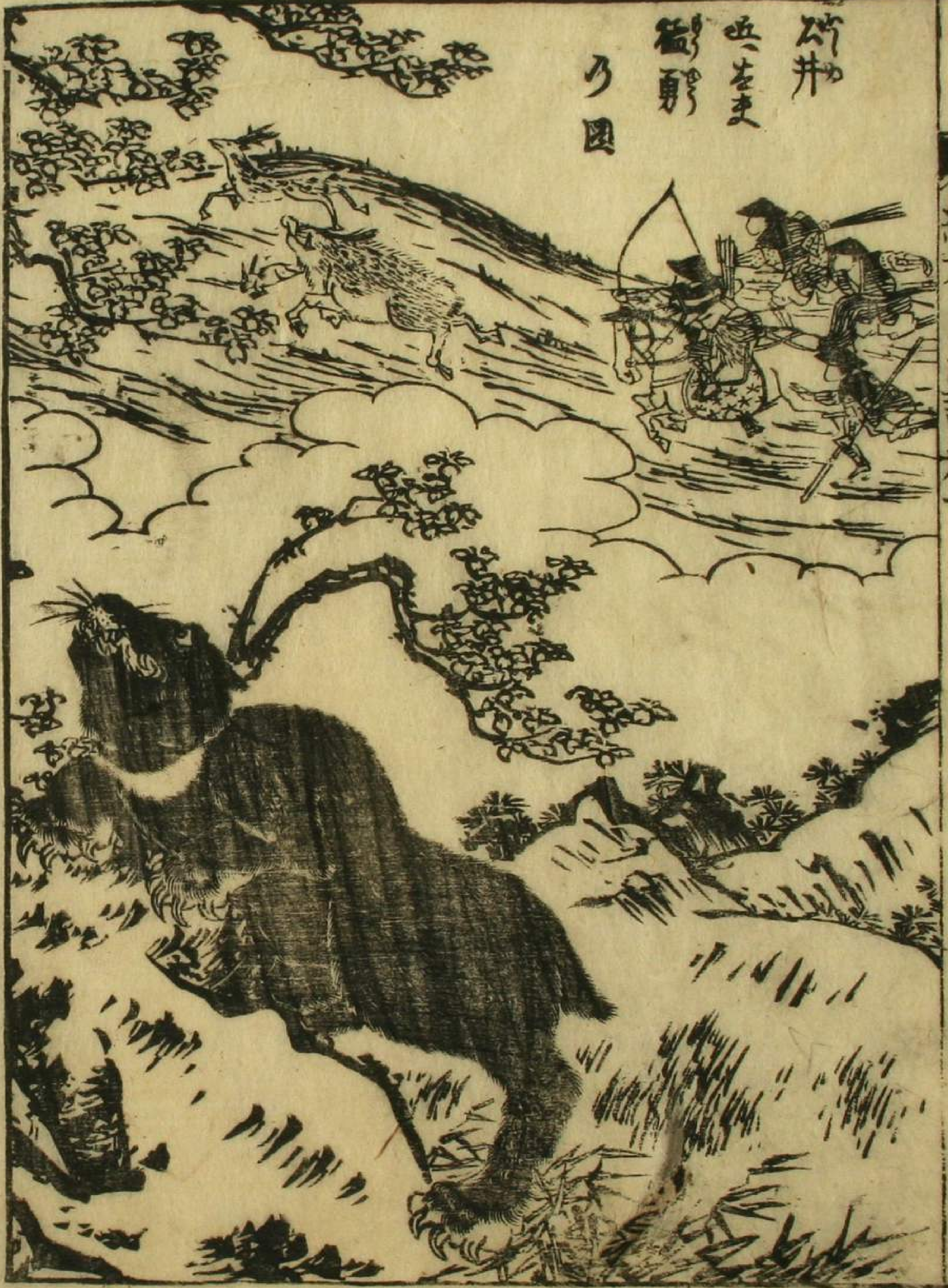

石井兵太夫獵射乃図

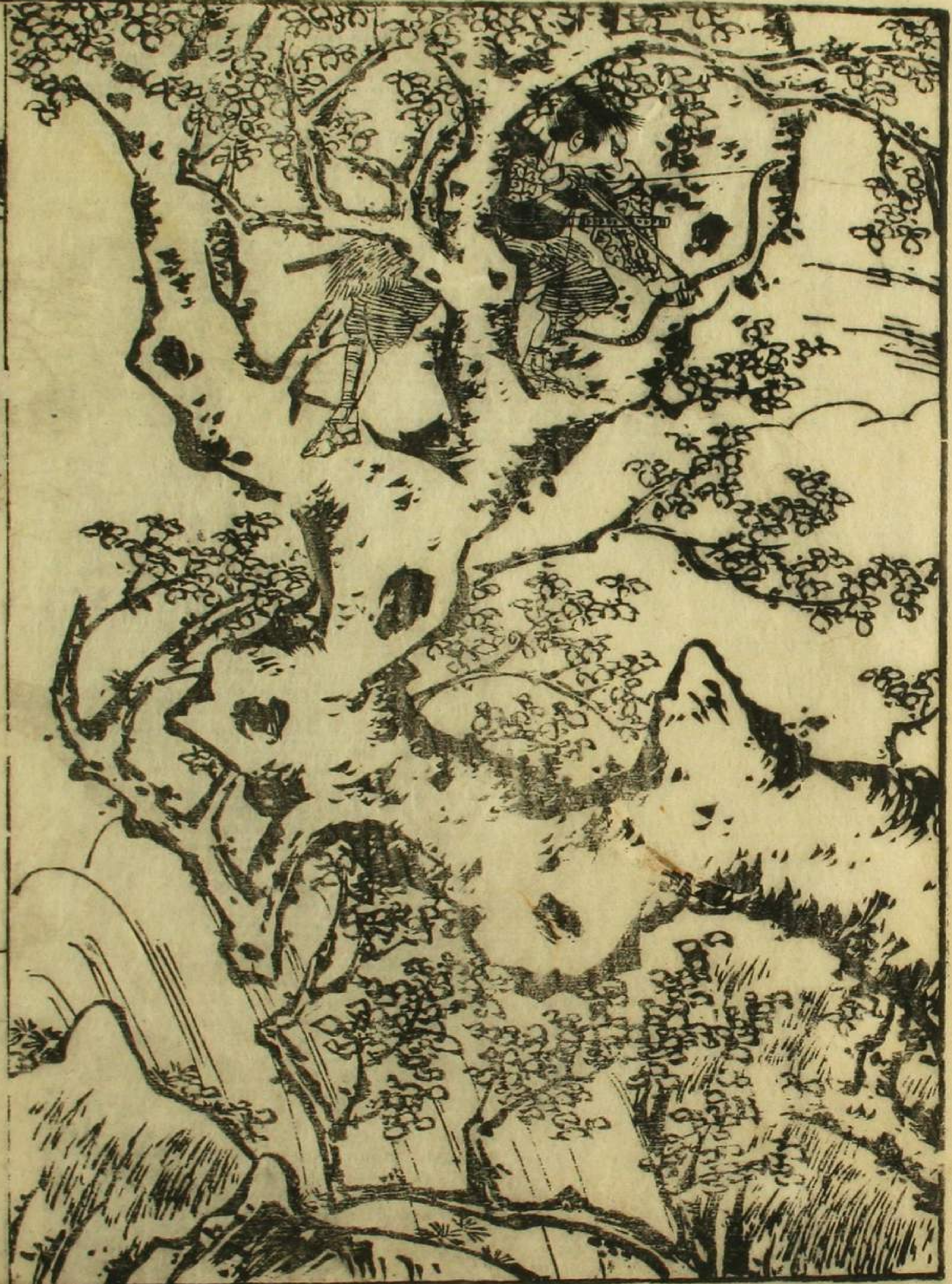

ざるゆゑ是より下庶民にいたりては農業の業をはなるゝにいたつては
く老幼溝洫に転じ妻子四方に離散して飢餓のものは路にあひつぐ
今こゝに兵を起すや、あげまうらば忽ちに文徳を治めんの力役繕織を
省きて百姓の生業を安うし是全く干戈を收めて兵士数年の労を
慰しむべきに田猟のために旬日百姓の力を費し辛労して歓楽を専らとし
兵士をして貪欲のために身体を傷しめなうしてこそ至誠仁慈の術にあらず
ばあらずのちなれば万全の術なれ。さるに将兵馳騁の場に於て其まゝ
不虞の術禍にかはり兵の洪福のあらしむるにはしく先が功国猶獄に
陥る者にあらば是等のことを熟慮して田猟を止めし者には恩恵の術は
治ひて先ひとる貴を捕つとんで具いふれは然し此うへ強て貴と云て無
いんとなしは今先が申せし兵無一隊是亦何く以来不易の攀を一切

る者を遠ざけ諸民を安堵なさしめ給はゞ千金の費を損ふに及ずして育
ざるものなくこれを聞かば将の来るをうかゞひなれば忠士故なく面をやはらげて事
従ふ白の諫言並一国諸侯より以上かくのごとくならば其費を費とせず其方乃
忠臣にあらず諸に任せ以君裸費を省き百姓を撫育して其方の精忠
忠孝義士を七番度の農業を致さしめつゝ指料の力を補はしめば兵
士まで恩を謝して退きぬ。此後ますます切劣なくして数年の内に組頭
の職をたまひ又禄三百五十石をたまはりけり

石井兵衛遠州を逐去せらるゝ話

腐腸の薬伐性の斧と云へりしは千古の格言衆人の平生誤つも
酒色の二は家にあれば自ら家を敗るの基骨肉膳負敗とくるゝは弱冠より是を
沈重寡慾にして慎み遠ざけてそのまゝに文学に心をよせ家敗に尽く

恭敬の礼を尽しければまへべは主膳名将とも賊なりしと忠敏も
ことに忠愛深く入国乃附孫金扇が元の別荘に居遷りとゝまりなに
貞敏天性厳重にしてや役々に恩をかけしかば近習奥向乃
者共大に迷惑しひそかに示合せ厳重の生質を悪んにたえし時
し酒色をもつてこれをつひにのまゝにかゝりて溺れのひ悪びく
に化粧坂へ通ひ其頃名妓の閨へおるにいへるに流るゝのひこれが
たり先に魂を奪はれ青月に余り帯中にて純月婦女をあつめく
酒宴し夜に入バ化粧坂へ忍びく遊安逸楽止時なし此事遠別へ
きこえければ忠敏大に患ひ孫金扇の論士に仰せいさんそでめさせ
なつてそれをも更に足を留ひすべからずれバ忠敏孫金扇へ下向のよし厳
しく制止せし是により化粧坂の微行へ止りしかども窃に[illegible]乃

妓女数人を廓中よりかゝへ奥向の侍女となるとも娼婦のごとく粧せて廓
中をまねて楼に擬へ昼夜めくらして沈酒せしまゝれば諸臣がつらく
いつしか驕り諫とも用ひずたゞ足にまかせて老臣たる忠敏のまへ
に至りて其次第をのべ此事世上へ流布せば当国の政事乱れ
然らば此上は当館へ移しまゐらせて一室に籠居あらせべきとのひければ
忠敏安心なしければ此のひのへし家中撥乱とあるに止てはかねて貞敏
聞てまつる時に老臣金指惣吾をもつて近侍の臣とさし添られ
扇が右の別荘へさし向らるゝ金指むかへに参るに貞敏折から酔狂
乃附なりければ其命を拒ひしと金指再三理論せしかバ貞敏いかれ
終にかひなくばはつて我返答といひまづれに再三言を加へとて
意外なりと抜打に斬したる金指が首より背をうけく切付る處

白山殿酒色に耽らるゝ圖

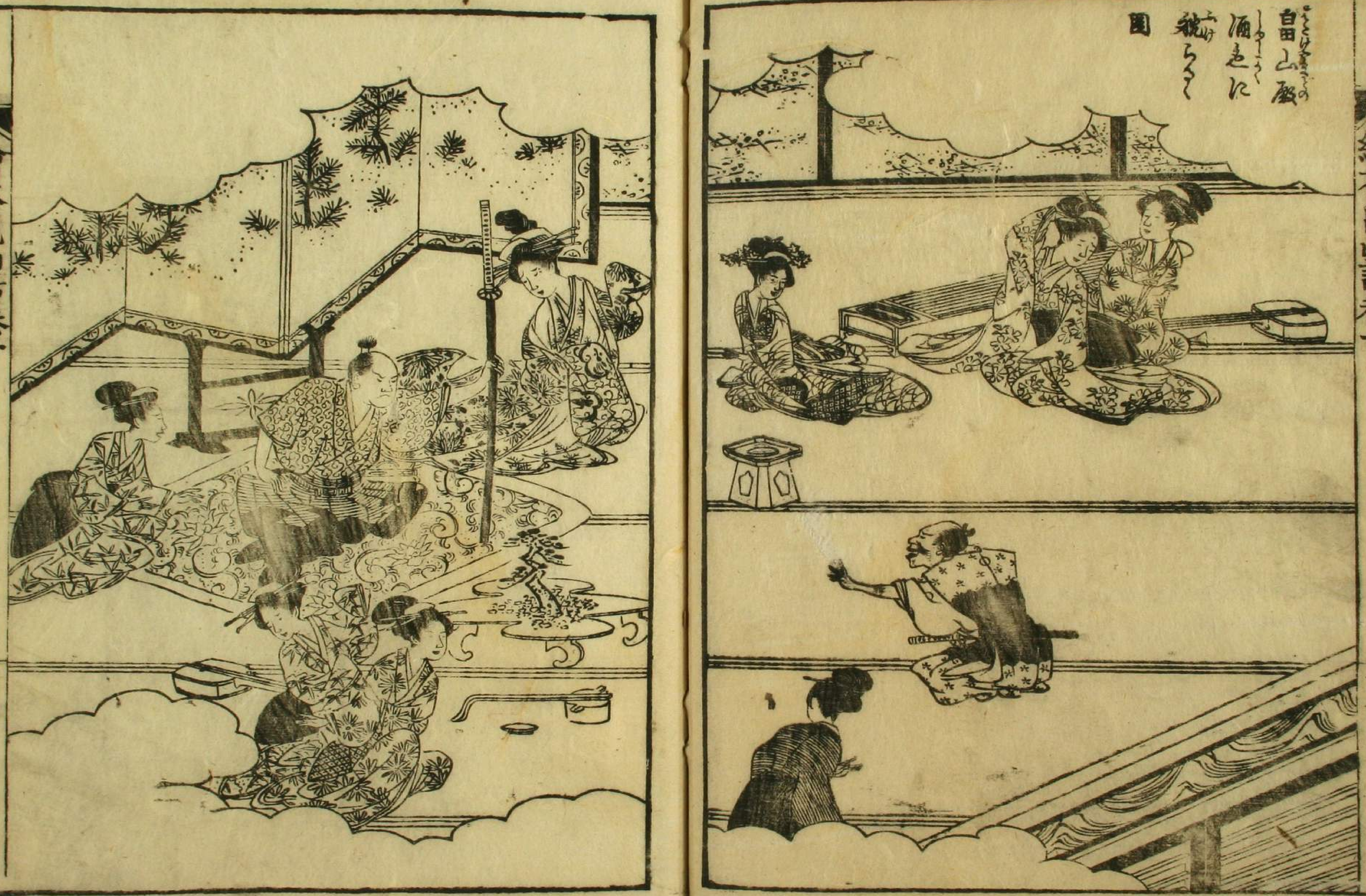

年の全揺わらへたるべきこれ座に命をおほせしハ無慚なる次第なりさし族の近侍をせぬく此が奥坂が告るにハ右殿以の外いかりつよく抵命を思ひざるのミならバ古老の臣をも討せしてて言語同断なりかくてハ重なバ諸臣の心ろまで騒乱に及べば甚しまハ堯舜の諫論に及ぶとも我勇の士をさし向てひそかに自殺をさせ免めし聞入れざんべつは即時に討棄べし此後を命ぜん者ハ石井兵いを変るしてあるはじ忠に尤し也なべしときびしく命ありけれバ並居る老臣等あへて詞を出さず丸寒の末席にひかへし右源太兵衛精忠第一の士なりけるがすゝミ出て厳命九畏まりぬさりながら御連枝に紀を偈へて一朝の儀におよばゝ異意をぬへいさましきかゝるべからんと凍まじも敢て聞入ざれバ此上ハとく次へ立石井を召出んべきむ候の命を侍へ又一書をたてゝ次

に詰る近侍にさらしも亡し兵いを主書しべひそかに差しぞしてひそれ元の席にかへりて石井が出仕を待ける所に石井急の召にかへりけるかく御前へ出てはんとる附近侍ひそかに右源が書をまは石井兵いそまひそくききんるに纔まいるて唯一人の命高縫べし一斗の禁高脊し兄弟二人お宮にて浮乃文帝淮南王を誅せし代録る謠を記し其末に臣なる乃忠義足下の肺肝にありとかくゝかる石井大におどろき止しく負敏是御身乃上にあるを此時返にいそりて臣重あらんとむしにおそ兄御前に出ろれバ大敏者身の悪行を逆一おもひ臣大によりて自殺を申付るなり其ハ方立越へ此有ねすきさし遺言あるべ其ハ方直に分請をせしとさくて命ぜしよ石井こゝろしむるひ席をさらんといさ免んとするを右ひきかりに目かで止し此末におひてハ是をならじ大義となと再三浮議乃上

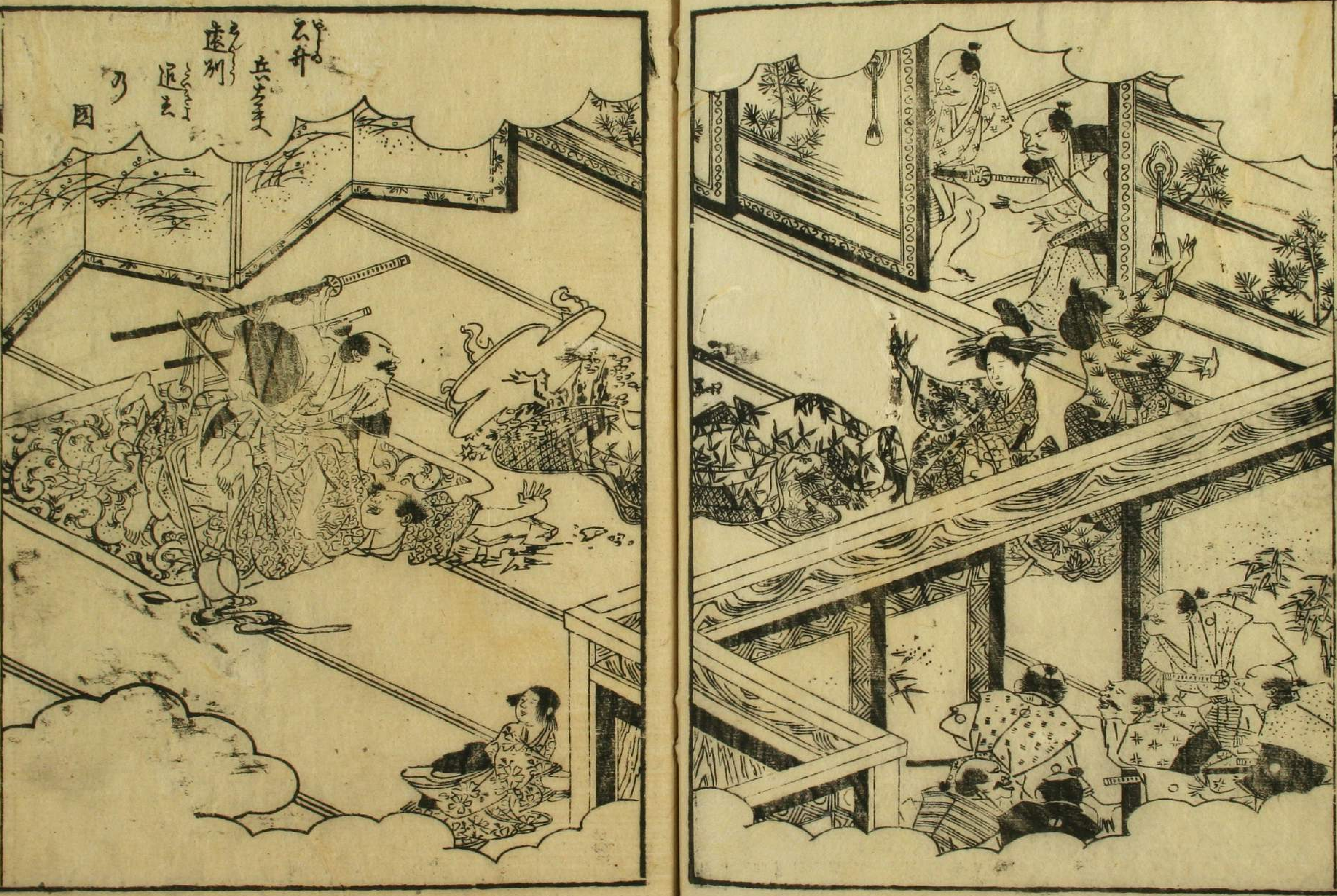

石井兵太夫遠別退去の図

はく命ぜらるゝ事なる上ハ祥返の用あらんにハ石井其意をさとり謹て命をうけたりけるが不意の備にとて強剛の道術十人を撰りて石井に添らるゝひそかに別荘へ向らるゝ石井直に私宅に帰て物やらん妻子にいひ合め其後十人の壮士ともに賊敵の栖にいたり餘人ハ次の間にひかへさせ只一人賊敵のまへに出真意の御使之よしいひ賊敵の幸をと変じなんとせし討べき勢をなしく語りてまへにたちまちさせしもさらバ彼命なるまゝハ御心をと云げめらるゝと聞て其後ハ元と御手討にせらるゝとも御心に随せにひと紙指を投やう渡らくさらに賊敵の命をのべいで御自害あるべしといひすれバ賊敵大に驚き其座をさらんとしけるを石井とゞめにかゝりいひもあへず引添に引伏せ懐紙をぬきて取縄にかけ君命是非に及ばず無礼の陣門にしかとござるべし然らバいづくまでも御供仕るべきあいだ早く御立退あるべしとすゝめつゝ引起し次にひかへし諸士に向ひ某ハさまが手あるこれなくてハけりとで立帰つて言上すべし御坊あしくバ是非に及ばん切ぬけて帰り通るべしといへバ諸士も石井が猛威におそれ心静に御立退あるべしと云訳しすれバ某ハそのまゝやがて賊敵をかしづきつゝ後門よりいでゝいづくともなく立退たり諸士ハさぞ時刻をうつしてや、落のび給ふ比立帰りて石井が賊敵を加護して立退たるよし告ければ賊敵とうぜん一座大におどろきひそかに追手をかけられしかど其ハ行方知ずざれバ石井が妻子を糺明あれどかけて知らざるよしかたくいひはりける鐵中に籠られしが家族ら終に及びけるとぞこれを聞もの石井が義勇を感じざるハなかりけり

畠山家徳閑乃話

就く其は年も暮て元亨十年の春にいたる畠山家吉例にて正月十六日徳びしにあり其式は書院の上段において中央に當家大祖の具足をかざり左右には先君より當君にいたるまで代々の佩刀一腰づゝをかざり中央に神酒をそなへそれより前に祝礼首て神酒頂戴あり其後古老より諸士にいたるまで席次の順によりて一人づゝ出て神酒を頂戴し畢て後ふたゝび書院に出給ひて當日の御祝ひある例の當年も例のごとく未明に神酒頂戴の式終りて其より家士一人づゝ出て右は左右にならびゐるに左右の例のごとく神酒頂戴し追々それぞれのかざり立たる刀のうち先君の佩刀をとりて當君の佩刀の下座におきをも持ざす近侍る小姓にむかひ君の御諚なるべし八右衛門が所為なりとて申上べしとのひふくみ先へ退きそれより辰の上刻おはつて式法すみければ家臣立寄りて先君の刀を下座にかけたるを見つけ面色を変ずれども猶はゞかるまゝうけしまひそのものがかく麁忽の次第を糺せし処かの者の申す所其儘しに候へば小姓八右衛門が所為なるよし言上すれば當君もことの外議定もなく従ひ自ら退て事を糺さんとて恒例の式をとゝて居間に入りたまひしが平日律義なる八右衛門恒例の式において麁忽の振舞をせしを心得ずおもひ心安からぬにおもひ入給ひ八右衛門を召し出され今日佩刀のかざり付違乱ありしを咎られ其方が所為なりとのことなり如何なる心得にてせし不審なるべし包まず申べし時宜によつては宥免せんとありければ八右衛門畏りて退きて某

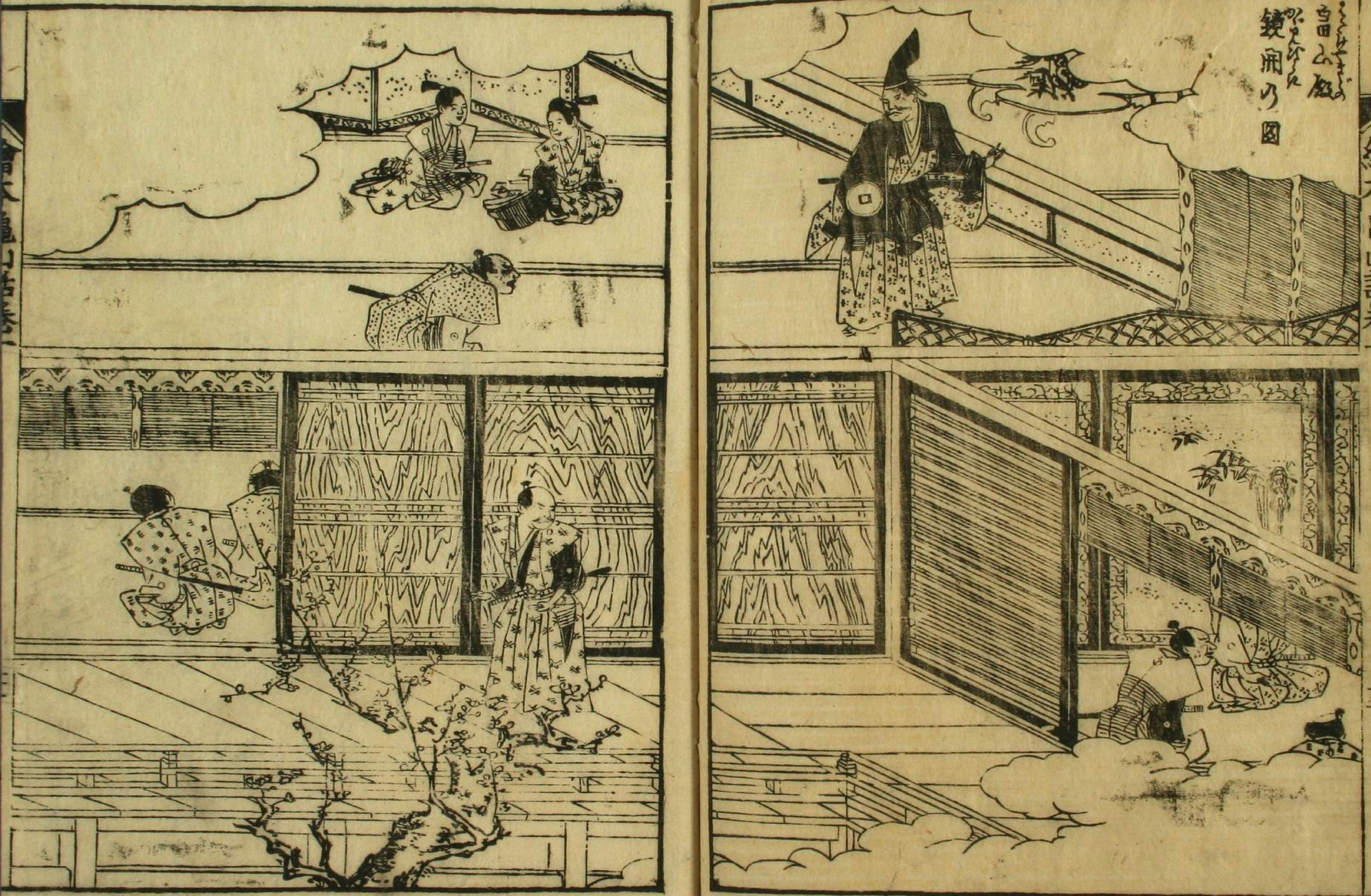
亀山殿
鏡剣の図

常ごろ御為と家のため分別の所存あるにあらず先君の御佩刀
君の御佩刀はいづれとも備前の長光の作にて有らぬものにて
先君もこれ御愛惜ありし名器にはあらねども指裏に寸余の疵
ありて君の御佩刀にはなしがたしといへば精なる下司ども
ひとしてもしかれば元敵手もなく徒ありけるは先君の御調度
なるべき品の不足ともに国政調度と比ぶべきにあらぬは甚しく重器とひ
御愛惜ありひ何ぞ甚君の言下によりて俵物をかへさるべきやうなど
なくて手ぶらる其方なるべし返答によりて光されども綴刀に手をかけ
さらば古河殿の今にそれぞれ君の御孝行の所る領主の分根を変へ
きあがたくぞんじまするなりましけるによりてすえべき一事あり君の
御連枝はそれにおぶ先君の御子にまし人ば嗣君としてもかへすが足掛て

若不才をもつてこれは下将軍しかるべきにあらず只先君御愛惜
の怪況好美相とて日月の論をもちんや去る頃太鼓又は行列の御色
美なりとく記をたのみて紙葉外石斗五いまだ書に記して
御命はさてらひままじくに当ていのち御出世の月佐るやらん其恨光
未だ今日は恒例の御祝ひあるに去年に重ある御色がありしを
中々がら御秘傳もまださせ給ひ嗣君に一家中の名数を
受けひ例のごとく当日の御祝ひあるを君が御重宝の次を乱しと
いかりの御心を以て推量かんがふるべきやらん御思召を察ひまう
るあるらく深にむせんでいひたれば太鼓も涙を流しまひ我思召に落し
て今日にいたり千悔を見じ拾るしいかでかくべきし給ふれば尚更へ詞
とうじ君御存なくはしませば一附御政事にかゝり記を上

ともなかりしに悔すべきことありしかども先非の附寄もなき計なれども
やうやく丘八右衛門一言を通ぜし不楽なるよろこびところの御命を
ところひきうけられば、もちひまゐるべきことをゆるさざるてへは、はじ請る
妻子を召出され御前に御諚ありしかれば、やがて石井が妻子を
右是丘八右衛門が赤堀一件よりして此度内緒のことども他国手負れ
ありし所を知りつつまたひそかによし命ありしが妻八右衛門につれてむかひ
存まじき御意ありがたく存まつりぬまま丘八右衛門其年三月御免し
にて帰りしもやがて他国住の子細ありて当国を立近松へ引移
れるは手いる件の御紀聞ありとも以外さぐらざりし後日にいたり
古河もおなじくなほおしべ且は聞へつきまじくべしとくれ共中をれ
立出し其細より母子とも御鉄言成りしば江後の了えん在まま

ざし給ひければ父敵丘右衛門が其日の狼藉なるとて國退ぜられ
且後古河に命ぜられて父敵を討びに石井丘八右衛門を江列ぜる近
たのひ父敵を遠州におゐて本懐をとげ石井一家新知六百石
としたがひて譜代の家となし、なひ古河にも加増ありて先規のごとし
逆縁とはいへる君の命令なれば人たるものの名言業務にてしるしあり

絵本亀山話巻之一終